

証券コード9160

株式会社ノバレーゼ

第8期定時株主総会  
招集ご通知

日時 2024年3月28日[木] 午前10時

会場 横浜モリス



NOVARESE

株 主 の 皆 様 へ

# Rock your life

世の中に元気を与え続ける会社でありたい

## CONTENTS

株主の皆様へ	
第8期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役1名選任の件	4
第2号議案 監査役1名選任の件	6
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	8
事業報告	10
連結計算書類	37
計算書類	40
監査報告	43
株主優待のご案内	

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。当社は「Rock your life 世の中に元気を与え続ける会社でありたい」という企業理念のもと、プライダル業界の発展に寄与すべく、邁進してまいりました。私たちは、短期的な利益の拡大を優先するのではなく、心が震えるほどの深い感動と絆を提供する結婚式を通じて社会に貢献し、「ノバレーゼなら間違いない」と世の中から信頼される企業を目指してまいります。そのためには、スタッフの幸せ、お客さまの幸せをはじめ、すべてのステークホルダーの皆様様の幸せを徹底的に追求することが最も重要だと考えております。それがノバレーゼらしさであり、ノバレーゼの強みです。プライダル業界の真価が問われている今、私たちは公明正大であり続けます。世のため、人のために正しく行動する姿勢がブランドを形作り、未来ある業界をつくっていけると信じています。「陽のあたる道を堂々と歩み続ける」

私たちは、10年後も20年後も社会から必要とされる企業になるべく、人として正しいことをコツコツと誠実に真面目にやり続け、より良い結婚式を提供するためのたゆまぬ努力を重ねてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社ノバレーゼ  
代表取締役社長

荻野 洋基

証券コード 9160  
2024年3月13日  
(電子提供措置開始日 2024年3月7日)

株 主 各 位

東京都中央区銀座一丁目8番14号  
株 式 会 社 ノ バ レ ー ゼ  
代表取締役社長 荻 野 洋 基

## 第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の能登半島地震により被災された皆様、ならびにそのご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をご心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.novarese.co.jp/ir/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主・株式情報」 「株主総会」 を順に選択いただき、ご確認ください。)



### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9160/teiji/>



### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ノバレーゼ」または「コード」に当社証券コード「9160」を入力・検索し、「基本情報」 「縦覧書類／PR情報」 を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2024年3月27日（水曜日）午後7時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。



### 【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いが休止となります。）

なお、議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること  
で、議決権行使ウェブサイト自動的に接続し、議決権を行使することが可能です。

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株様のご負担となります。また、インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合がございます。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

#### システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話番号 0120-173-027

受付時間 9:00 ~ 21:00

### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番7号  
ヒューリックみなとみらい17F 横浜モノリス  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第8期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第8期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 取締役1名選任の件
  - 第2号議案 監査役1名選任の件
  - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

---

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎本招集ご通知は、書面交付請求をいただいた株主様に交付する電子提供措置事項を記載した書面を兼ねておりますが、当該書面は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、また、監査役が監査報告を作成するに際して、監査をした対象書類の一部であります。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案により選任されます取締役の任期は、2024年3月28日から2024年12月期に係る定時株主総会終結の時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
<p style="text-align: center;">※</p> <p style="text-align: center;">ささおかちすこ 笹岡知寿子 (現姓：内藤)</p> <p style="text-align: center;">(1980年9月8日)</p>	<p>2003年3月 旧株式会社ノバレーゼ入社</p> <p>2006年5月 同社営業本部 婚礼プロデュース事業部 栃木ディビジョン ディビジョンマネージャー</p> <p>2008年1月 同社営業本部 中部支社 支社長</p> <p>2010年1月 同社営業本部 名古屋地区 ゼネラルマネージャー 兼 浜松地区 ゼネラルマネージャー</p> <p>2011年4月 同社社長室 ゼネラルマネージャー</p> <p>2011年6月 NOVARESE KOREA INC. 理事副社長</p> <p>2012年10月 同社営業本部 福岡地区 ゼネラルマネージャー</p> <p>2016年6月 同社営業本部 長野地区 ゼネラルマネージャー</p> <p>2017年8月 当社営業本部 エリア長 (現任)</p> <p>2021年12月 株式会社タイムレス 取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社タイムレス 取締役</p>	-
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>笹岡知寿子氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり当社営業店舗の責任者としてブライダル業界に従事してきた経験に加え、当社子会社の取締役としての経験もあり、幅広い経験と知識によつて的確かつ迅速な意思決定が期待できるためです。同氏は女性活躍のリーダーとして今後も当社グループの経営全般に関わり、取締役としての職責を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>		

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 笹岡知寿子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、笹岡知寿子氏が取締役に選任された場合、当該保険の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関する責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。
4. 取締役候補者の笹岡知寿子氏は、婚姻により内藤姓となりましたが、旧姓の笹岡で業務を執行しております。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役真田雅行氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案により選任されます監査役の任期は、2024年3月28日から2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
<p style="text-align: center;">※</p> <p style="text-align: center;">辻 角 智 之</p> <p style="text-align: center;">(1978年8月12日)</p>	<p>2007年9月 弁護士登録（東京弁護士会）</p> <p>2007年9月 みらい総合法律事務所入所</p> <p>2011年9月 同所 パートナー弁護士</p> <p>2012年4月 日本弁護士連合会 代議員</p> <p>2012年4月 東京弁護士会 常議員</p> <p>2013年1月 ダイヤ通商株式会社 社外取締役</p> <p>2013年6月 株式会社コモンウェルス・エンターテイメント 社外監査役</p> <p>2013年11月 株式会社リベルタ 社外監査役</p> <p>2014年4月 一般社団法人日本医学物理学会 倫理審査委員 (現任)</p> <p>2021年10月 ひなた総合法律事務所開設 代表弁護士 (現任)</p> <p>2022年9月 一般社団法人日本損害保険協会 紛争解決委員 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) ひなた総合法律事務所 代表弁護士</p>	—
<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b></p> <p>辻角智之氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を、社外監査役として当社の監査体制強化に活かしていただきたいためであります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務にも精通していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>		

(注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 辻角智之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



3. 辻角智之氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は辻角智之氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、辻角智之氏が監査役に選任された場合、当該保険の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関する責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。
6. 辻角智之氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役候補者真田雅行氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、当該選任のあった株主総会后2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
さなだまさゆき 真田雅行  (1952年4月23日)	1975年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2000年6月 同行 コーポレートリテイル推進部長 2001年6月 同行 金融法人第2部長 2002年4月 みずほキャピタル株式会社 執行役員 2004年4月 第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社） 営業第2部長兼法人業務部長 2006年4月 同社 総合金融法人部長 2010年2月 企業再生支援機構中小企業再生支援センター 参与 2012年6月 株式会社共同広告社 顧問 2012年6月 同社 取締役副社長 2013年6月 同社 取締役社長 2017年4月 LYKAON株式会社 取締役会長 2018年10月 当社 監査役（現任） （重要な兼職の状況） 該当なし	200株
<b>【補欠の社外監査役候補者とした理由】</b> 真田雅行氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、2018年10月から当社の監査役として、経営を適切に監督いただいているためです。同氏は、金融機関における長年の経験および企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有する者であり、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

- (注) 1. 真田雅行氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 真田雅行氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 真田雅行氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって5年5ヶ月となります。なお、同氏は本定時株主総会終結の時をもって社外監査役を退任いたします。
4. 真田雅行氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、真田雅行氏が社外監査役に就任した場合、当該保険の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関する責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

以上

# 事業報告

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当社グループは、当連結会計年度より国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいて連結計算書類を作成しており、前連結会計年度の数値もIFRSに組み替えて比較分析を行っております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で各種政策の効果もあり、景気は緩やかに回復していますが、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念が続く中、海外景気の下振れや物価上昇、金融資本市場の変動等の影響が我が国の景気を下押しするリスクとなっており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、「Rock your life 世の中に元気を与え続ける会社でありたい」との企業理念のもと、重点施策について取り組みを行ってまいりました。

重点施策の一つである新規出店については、宮崎県初進出となる婚礼施設「アマンダンプルー青島」（宮崎県宮崎市）を2023年4月に開業しました。また、沖縄県初進出となる婚礼施設「サザンチャペル キラナリゾート沖縄」（沖縄県島尻郡八重瀬町）を、2023年7月に開業しました。

2024年7月には、仙台市に宮城県初進出となる貸し切り型の婚礼施設「青龍荘」を開業します。

仙台藩祖伊達政宗公の霊廟（れいびょう）「瑞鳳殿（ずいほうでん）」に隣接する約2,556平米の敷地の一部に、2階建ての建物を新築します。場所は、木々に囲まれた高台で、瑞鳳殿周辺の杉並木や、仙台平野の西に広がる青葉山、市中心部を流れる広瀬川の豊かな眺望が広がる好立地です。列席者に提供する料理は、金華山や三陸沖の魚介など、地元食材をふんだんに取り入れた料理を提供します。

2024年9月には、福島県福島市に貸し切り型の婚礼施設「アマンダンプルー」を開業します。

「アマンダンアイル」は、荒川をはさんで「荒川桜づつみ公園」の向かいに位置する、自然豊かな眺望が特徴の婚礼施設です。3,775.17平米の敷地に、平屋の建物（延べ床面積1,122.05平米）を新築します。建物の荒川側は全面ガラス張りの造りにします。披露宴会場とチャペルからは、荒川の桜が眼前に見え、吾妻小富士や安達太良山の雄大な景色がその奥に広がります。春の桜や夏の新緑、秋の紅葉、冬の積雪など、四季折々で移ろう景色を、婚礼演出に取り込みます。

建物は和モダンをコンセプトに設計します。天井や壁に木を使いながら、縦線と横線を強調した意匠を凝らし、「和」の要素を取り入れます。また「（水の）流れ（＝水紋、波紋等）」「連峰」「桜」といった周囲の自然をデザインに落とし込み、落ち着いた雰囲気をつくります。外観は「（安達太良）連峰」と呼応するように大きな屋根を設け、披露宴会場には「水紋」や「波紋」を連想させる照明を設置します。床には、「桜」の花びらを散りばめたかのような模様のカーペットを敷きます。

ブライダル事業における婚礼プロデュース部門の受注組数は、4,323組（前年同期比1.0%減）、受注残組数は2,853組（前年同期比9.7%減）となりました。新店は好調に推移したものの、一部既存店の競争激化により受注組数、受注残組数については昨年を下回る結果となりました。

売上収益については、参列者数の増加や婚礼施設における宴会・一般飲食にかかる売上の増加等により、当連結会計年度の売上収益は18,265百万円（前年同期比6.1%増）となりました。また、利益面では、前連結会計年度に発生していた営業時間短縮に係る助成金268百万円が発生しなかったことおよび、雇用調整助成金292百万円がなくなったことや、新店開業等に向けた人材確保のための新卒採用の再開等による人件費の増加、新店にかかる固定費の増加等により販売費及び一般管理費が増加したことから、営業利益は1,539百万円（前年同期比44.5%減）、税引前利益1,230百万円（前年同期比50.5%減）、当期利益942百万円（前年同期比43.1%減）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

#### （ブライダル事業）

ブライダル事業においては、前連結会計年度と比較すると、参列者数も回復してきており、婚礼施設での宴会や一般飲食の需要も回復傾向にあることから、売上収益は17,372百万円（前年同期比4.8%増）となりましたが、前連結会計年度に発生した雇用調整助成金249百万円、営業時間短縮に係る助成金246百万円などの助成金が無くなったことおよび新店にかかる固定費の増加ならびに人件費等の増加により販売費及び一般管理費が増加したことから、セグメント利益は2,756百万円（前年同期比28.3%減）となりました。



### (レストラン特化型事業)

レストラン特化型事業においては、前連結会計年度に発生した雇用調整助成金42百万円、営業時間短縮に係る助成金22百万円などの助成金がなくなったものの、前連結会計年度に開業した「S H A R I 赤坂」が通期で寄与したことおよびインバウンド需要等による既存店の売上の増加の影響から、売上収益は892百万円（前年同期比39.4%増）、セグメント利益は42百万円（前年同期は13百万円の損失）となりました。

事業区分	売上収益(千円)	増減率(%)	構成比(%)
ブライダル事業	17,372,704	4.8	95.1
レストラン特化型事業	892,671	39.4	4.9
合計	18,265,376	6.1	100.0

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1,973百万円であり、その主な内容は、挙式・披露宴会場の取得、レンタル衣裳の取得、工具、器具及び備品の取得およびソフトウェアの取得等であります。

なお、設備投資に要した資金は、自己資金により充当いたしました。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において借入金の借換（リファイナンス）を目的として、国内金融機関4社各社と2023年2月10日付で金銭消費貸借契約を締結し、2023年3月31日付で借入（借入総額12,492百万円）を実施いたしました。また、同日付で株式会社三菱UFJ銀行をエージェントとする金銭消費貸借契約に基づく借入金の期限前弁済を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	国際会計基準 (IFRS)			
	第 5 期 (2020年12月期)	第 6 期 (2021年12月期)	第 7 期 (2022年12月期)	第 8 期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売 上 収 益(千円)	7,334,059	11,191,900	17,222,448	18,265,376
営 業 利 益 また は 営 業 損 失 ( △ ) (千円)	△3,941,540	822,185	2,775,733	1,539,559
親会社の所有者に帰属する当期 利益または親会社の(千円) 所有者に帰属する当期損失(△)	△2,947,527	374,025	1,656,874	942,272
基本的1株当たり当期利益または 基本的1株当たり当期損失(△) (円)	△120.70	14.96	66.27	37.69
資 産 合 計(千円)	33,194,338	32,626,837	31,980,649	32,301,401
資 本 合 計(千円)	5,218,343	5,587,051	7,234,271	8,177,964

区 分	日本基準		
	第 5 期 (2020年12月期)	第 6 期 (2021年12月期)	第 7 期 (2022年12月期)
売 上 高(千円)	7,334,059	11,191,900	17,222,448
経 常 利 益 また は 経 常 損 失 ( △ ) (千円)	△3,722,873	△310,290	1,664,060
親会社株主に帰属する当期純利 益または親会社株主に帰属する(千円) 当 期 純 損 失 ( △ )	△4,548,631	△342,450	776,682
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△) (円)	△186.26	△13.70	31.07
総 資 産(千円)	23,548,883	22,497,389	21,375,355
純 資 産(千円)	1,759,547	1,401,124	2,154,835

(注) 1. 当社は第8期(当期)から国際会計基準(IFRS)に基づいて連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに国際会計基準(IFRS)に組み替えた数値も記載しております。なお、国際会計基準(IFRS)への移行日は2018年1月1日になります。

2. 当社は2023年5月25日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「基本的1株当たり当期利益または基本的1株当たり当期損失(△)」および「1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)」を算定しております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当する事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社タイムレス	100百万円	100.0 %	ギフト販売 婚礼準備支援システム販売 婚礼関連コンサルティング
株式会社MARRY MARBLE	16百万円	100.0 %	婚礼演出映像制作 婚礼写真アルバム制作 婚礼記録映像撮影 撮影スタジオ運営
株式会社花乃店千樹園	10百万円	100.0 %	婚礼装花制作
株式会社ブロスダイニング	50百万円	100.0 %	レストラン運営
株式会社アンドユー	25百万円	100.0 %	パーティドレス等レンタル
株式会社 D O	10百万円	100.0 %	広告代理店
株式会社 L U R R A	6百万円	100.0 %	日本国内での旅行業
ISLAND LABEL HAWAII,INC.	10,000US\$	100.0 %	ハワイでのフォトウエディング、 スパ運営
K A I L A T O U R S L L C	20,000US\$	100.0 %	ハワイでの旅行業

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の子会社9社（孫会社を含む）であり、持分法適用関連会社は2社であります。

2. 当社の孫会社であるKAILA TOURS LLCに対する当社の議決権比率は、当社の子会社であるISLAND LABEL HAWAII,INC.を通じての間接所有分であります。

#### (4) 対処すべき課題

現状の経営環境について、短期的には特にゲスト数が減少する等の影響を受けておりますが、少人数施行に対応したオペレーションの見直し等を行い、様々なニーズに対応できる体制を構築しております。

中長期的には将来人口推計によると、当社グループがターゲットとしている年齢層（20歳代後半から30歳代）は年々減少傾向にあり、また、同世代の未婚率は逆に上昇する傾向にあるなど、当社グループを取り巻くブライダルマーケット全体の縮小が懸念されております。

しかしながら、結婚情報誌が一般顧客に認知されたこと、また、インターネットを活用した結婚情報サイトが充実したこと、さらには消費者のライフスタイルが多様化したことにより、個性を重視した婚礼スタイルである「ゲストハウス・ウエディング」が広く支持を集めております。

一方、ホテルや専門式場が既存施設のリニューアルを通じて、ゲストハウス・ウエディングへ進出するほか、低価格を喧伝する婚礼スタイルの市場が拡大するなど、業界における競合状況および価格競争は一段と厳しくなっております。

このような状況のもと、当社グループは事業上の課題として、①戦略的な店舗展開、②認知度向上のためのプロモーション戦略、③事業展開の多様化、④人材の確保と育成、⑤衛生管理、⑥リスクマネジメント、コンプライアンス、財務上の課題として、⑦財務基盤の強化を重要な課題として認識し、具現化に向けた方策に取り組んでおります。

##### ①戦略的な店舗展開

当社グループは、出店候補地については、商圈規模、地域特性、ロケーションなどの立地条件と店舗採算を総合的に勘案し決定しておりますが、中でもロケーションによって店舗収益が左右されることから、これを最も重要視して、当該事業用地の物件に係る情報収集チャネルの拡大、迅速な対応を通じて戦略的な店舗展開を推進してまいります。また、従前より取り組んでまいりました歴史的建造物を挙式・披露宴会場に再生する事業についても、引き続き推進してまいります。

## ②認知度向上のためのプロモーション戦略

当社グループは、店舗の稼働率を高めるため、認知度向上のプロモーション戦略を重要な課題として考えております。この課題に対応するため、ブライダル情報誌やグルメ情報誌などのマスメディア、地域を限定したテレビコマーシャル、インターネットを活用した結婚情報サイトおよびレストラン情報サイトによるプロモーション活動に加え、潜在顧客層への当社ブランドの更なる認知度向上による顧客の発掘を目的に各種SNSを活用した効果的なプロモーション活動を行うなど、多様なプロモーション活動を推進してまいります。

## ③事業展開の多様化

当社グループは、多様化する顧客ニーズへの対応を図るとともに、潜在化する顧客ニーズを喚起できる企画提案を重要な課題として考えております。この課題に対応するため、対事業者向けにギフト販売等に関するビジネスを展開する「株式会社タイムレス」、レストラン運営に特化した事業を行う「株式会社ブロスダイニング」、女性用パーティドレスのレンタルサービスを主な事業とする「株式会社アンドユー」、広告代理店業務を主な事業とする「株式会社Do」、ハワイにおけるリゾートウエディング事業を行う「ISLAND LABEL HAWAII,INC.」など、多様な事業を行うグループ会社を保有しております。また、2021年11月より、地方の結婚式場やホテルの収益改善をサポートするブライダルコンサルティング事業を行っているほか、2022年8月に日本国内における旅行業務を主な事業とする「株式会社LURRA」を設立し、2023年より旅行を含む総合的な国内リゾートウエディング事業に参入いたしました。今後も引き続きグループ全体としての事業展開の多様化をより一層推進してまいります。

## ④人材の確保と育成

挙式・披露宴のプロデュース、ウエディングドレスのレンタル・販売およびレストラン営業など当社グループが展開する事業に従事するスタッフには、顧客ニーズを的確に捉えた企画力および提案力が必要であり、その前提として高い商品知識と熟練した技術が要求されます。スタッフ育成には一定の教育期間を要するため、事業展開と人材採用・育成とのバランスをとりながらサービスの維持・向上に努めております。



また、性別や国籍などにとらわれず、すべてのスタッフが安心して働き、さらに働きがいを持てる環境をつくり上げていくため、「スタッフの幸福の最大化の追求」を人事基本方針として定め、「フレックスキャリア制度」、「有休取得率100%義務化」、副業制度「パラノバ」といった働き方への取り組みを行うとともに、LGBTQをはじめとする多様な価値観に対し、社内研修の実施や社内規程の整備などの施策を行っております。すべてのスタッフがいきいきと輝ける環境を生み出し続けるため、今後もさまざまな取り組みを進めてまいります。なお、これらの取り組みについては、当社サステナビリティサイトにて随時更新を行っております。

(<https://www.novarese.co.jp/sustainability/>)

#### ⑤衛生管理

当社グループでは、食中毒等の発生を防ぐためには衛生管理が重要な課題であると考えております。この課題に対応するため、食品衛生法に基づき所轄保健所より営業許可証を取得し、すべての挙式・披露宴会場に食品衛生責任者を配置するとともに、食中毒などの防止を目的に策定した食品衛生マニュアルに基づく品質管理や、役職員への定期的な検便および健康診断の実施などを通じた衛生管理を徹底しております。また、店舗オペレーションの改善および各店舗における衛生管理の状態をより向上させることを目的とした諸設備の改修を適宜行っております。さらに第三者機関による定期または臨時の衛生検査を実施して、衛生管理に万全を期してまいります。

#### ⑥リスクマネジメント、コンプライアンス

当社グループでは、株主をはじめ、お客様、取引先、社員等、当社グループを取り巻く各ステークホルダーや、社会から信頼される企業であり続けるため、コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンス体制の向上が重要な課題であると考えております。

当社グループは、リスクマネジメントならびにコンプライアンスについて、委員会などで定期的に制度面や業務の見直しを行い、グループ全体への周知徹底を図っております。具体的には、スタッフのコンプライアンスに関する意識の向上に向けた活動、法令違反行為などの発生防止を目的とした社内体制の整備やその他コンプライアンス活動全般を企画、実施、運営することを目的にコンプライアンス委員会を設置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、内部監査室による内部監査において、コンプライアンス上の重要な問題が発見された場合には、その内容を取締役会および代表取締役社長に報告する体制を構築しております。また、スタッフがコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに担当部門もしくは内部通報窓口へ報告する体制とし、重大性に応じて再発防止策を決定し、周知徹底する体制を構築しております。

#### ⑦財務基盤の強化

当社グループは、売上の季節変動に伴う運転資金の増減や新店出店に伴う設備投資などの資金需要が発生するため、安定的な資金確保が重要な課題であると考えております。これらに対応するため、内部留保の拡充を図るとともに、借入も含めた資金調達を実行できるよう金融機関との良好な取引関係を構築することが重要であると考えております。

以上、当社グループを取り巻く経営環境は、今後も同業他社との競合激化が加速するものと思われれます。また、新型コロナウイルス感染症の影響は収束しつつある中、今後は新たな目線での適切な対応・事業運営が求められており、長期的視野での競争優位の創出にむけて、更なる強固な事業基盤の構築を進めてまいります。今後も引き続き、株主の皆様のご期待にお応えできるよう経営目標達成に注力し、収益の確保、ひいては企業価値の向上に努めてまいりますので株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

事業区分	主な事業内容
ブライダル事業	挙式・披露宴の企画立案、運営および婚礼衣裳のレンタル、販売ならびに婚礼飲食の提供
レストラン特化型事業	宴会・一般飲食等（ランチ・ディナー）の提供

## (6) 企業集団の主要な拠点（2023年12月31日現在）

### ① 当社

本 社	東京都中央区
営 業 拠 点	青森県青森市、仙台市青葉区、福島県郡山市、栃木県宇都宮市、群馬県高崎市、さいたま市大宮区、千葉市中央区、東京都中央区、横浜市中区、神奈川県鎌倉市、神奈川県厚木市、新潟市中央区、石川県金沢市、石川県かほく市、長野県長野市、岐阜県岐阜市、浜松市中区、名古屋市中区、名古屋市天白区、滋賀県近江八幡市、和歌山県和歌山市、京都市左京区、京都市下京区、大阪市北区、神戸市垂水区、神戸市中央区、兵庫県姫路市、兵庫県芦屋市、岡山市北区、広島市中区、広島市東区、広島市西区、香川県高松市、愛媛県松山市、福岡市中央区、熊本市南区、大分県大分市、宮崎県宮崎市、沖縄県島尻郡

### ② 子会社

#### 国内

株 式 会 社 タ イ ム レ ス	東京都中央区
株 式 会 社 M A R R Y M A R B L E	神戸市中央区
株 式 会 社 花 乃 店 千 樹 園	名古屋市昭和区
株 式 会 社 プ ロ ス ダ イ ニ ン グ	東京都中央区
株 式 会 社 ア ン ド ュ ー	東京都中央区
株 式 会 社 D O	東京都中央区
株 式 会 社 L U R R A	東京都中央区

#### 国外

I S L A N D L A B E L H A W A I I , I N C	米国 ハワイ州
K A I L A T O U R S L L C	米国 ハワイ州

(注)当社の連結子会社は上記の9社であり、持分法適用関連会社は2社であります。

## (7) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

### ① 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
ブライダル事業	977 (321) 名	126名増 (39名増)
レストラン特化型事業	62 (19) 名	6名増 (8名増)
全社 (共通)	88 (10) 名	8名増 (1名増)
合計	1,127 (350) 名	140名増 (48名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社 (共通)」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

### ② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
820 (263) 名	83名増 (28名増)	33.1歳	5.9年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先	借入金残高 (千円)
株式会社三菱UFJ銀行	9,247,224
株式会社商工組合中央金庫	983,600
株式会社日本政策投資銀行	869,474
株式会社りそな銀行	500,000
株式会社横浜銀行	376,482
株式会社みなと銀行	313,010
東銀りーす株式会社	260,842
株式会社琉球銀行	200,000
株式会社伊予銀行	183,334

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、2023年5月26日付で、株式会社 I B J との間で資本業務提携契約を締結し、資本提携およびブライダル事業における業務提携を開始いたしました。



## 2. 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 100,000,000株
- ② 発行済株式の総数 25,000,000株
- ③ 株主数 21,912名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 ( 株 )	持株比率 ( % )
ポ ラ リ ス 第 三 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	9,732,900	38.93
Tiara CG Private Equity Fund 2013, L.P.	3,211,000	12.84
株 式 会 社 I B J	1,772,600	7.08
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	474,800	1.89
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	333,300	1.33
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	218,900	0.87
a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社	173,800	0.69
西 浦 益 美	170,000	0.68
株 式 会 社 電 器 堂	166,600	0.66
株 式 会 社 西 原 商 会	166,600	0.66

- (注) 1. 2023年4月14日付の定款変更により、発行可能株式総数を1,000,000株から500,000株に変更した後、2023年5月25日付で普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割を実施し、これに伴う定款変更により発行可能株式総数を500,000株から100,000,000株に変更しております。
2. 2023年5月25日付で普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行済株式の総数は24,875,000株増加しております。
3. 当社は、2023年4月14日開催の臨時株主総会決議に基づき、2023年5月25日付で普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行うとともに、単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。
4. 自己株式は保有しておりません。

5. 2024年1月12日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社 I B J が 2023年12月28日現在で以下の株式を追加で取得している旨が記載されているものの、当社として2023年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんでしたので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社 I B J	新宿区西新宿一丁目23番7号	15,500	0.06

6. 2024年2月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社 I B J が 2023年12月29日現在で以下の株式を追加で取得している旨が記載されているものの、当社として2023年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんでしたので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社 I B J	新宿区西新宿一丁目23番7号	13,000	0.05

### 3. 会社の新株予約権に関する事項（2023年12月31日現在）

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2017年6月28日付株主総会決議に基づき発行された新株予約権

##### ①新株予約権の払込金額

1個につき810円

##### ②新株予約権の行使価額

1株につき250円

(注) 2023年5月25日付で普通株式1株につき200株の割合とする株式分割による分割後の株式数に換算して記載しております。

##### ③新株予約権の行使条件

- ・各本新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。
- ・本新株予約権の行使時において、本新株予約権者が、幹部役職員の地位を有している場合に限り行使することができる。ただし、当社の株主総会（ただし、当社が取締役会設置会社となった場合は、取締役会）において特例として承認された場合には、退任後の行使を妨げない。
- ・本要項に定める無償取得事由が発生していない場合に限り行使することができる。
- ・本新株予約権は、以下の方法により算定された当社普通株式の1株あたりの価額（複数の価格がある場合には、最も新しい価額）が625円（ただし、割当日後に当社が株式の分割、併合または無償割当てを行った場合には、その比率に応じて調整される。）を上回っている場合に限り、行使することができる。ただし、割当日から行使期間の最終日までの間において、以下のいずれかの方法により算定された当社普通株式の1株あたりの価額が250円（ただし、割当日後に当社が株式の分割、併合または無償割当てを行った場合には、その比率に応じて調整される。）を一度でも下回った場合、それ以後、本新株予約権は行使できないものとする。
  - a.当社が普通株式を新たに発行または自己株式である普通株式を処分した場合（ただし、当該募集株式の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合を除く。）：当該募集株式の1株あたり払込金額
  - b.当社の普通株式が譲渡された場合：当該譲渡における1株あたり譲渡価額

c.当社が、株式価値の算定機関から、当社の普通株式の株式価値算定書を取得した場合：当該株式価値算定書に示された当社の普通株式の1株あたり株式価値（1株あたり株式価値がレンジで示された場合はその中央値とする。）

d.当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合：直前の日における、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値

(注) 2023年5月25日付で普通株式1株につき200株の割合とする株式分割による分割後の株式数に換算して記載しております。

#### ④新株予約権の行使期間

2017年7月7日から2027年7月6日まで

#### ⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類	目的となる株式の数	保有者数
取締役(社外取締役を除く)	7,733個	普通株式	1,546,600株	4名

(注) 2023年5月25日付で普通株式1株につき200株の割合とする株式分割による分割後の株式数に換算して記載しております。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の状況（2023年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	荻野洋基	
取 締 役	増山晃年	執行役員管理本部長 株式会社タイムレス 取締役 株式会社MARRY MARBLE 取締役 株式会社花乃店千樹園 取締役 株式会社ブロスダイニング 取締役 株式会社アンドユー 取締役 株式会社Do 取締役 株式会社LURRA 取締役 ISLAND LABEL HAWAII,INC. 取締役
取 締 役	小林雄也	執行役員営業本部長
取 締 役	中原准志	執行役員ビジネスサポートディビジョン ディ ビジョンマネージャー ISLAND LABEL HAWAII,INC. 代表取締役社長 株式会社LURRA 代表取締役社長
取 締 役	大野直彦	株式会社タイムレス 取締役 株式会社MARRY MARBLE 取締役 株式会社花乃店千樹園 取締役 株式会社ブロスダイニング 取締役
取 締 役	橋本眞史	LoveMeDo株式会社 代表取締役CEO
取 締 役	等 健 次	
常 勤 監 査 役	吉 川 滋	株式会社タイムレス 監査役 株式会社MARRY MARBLE 監査役 株式会社花乃店千樹園 監査役 株式会社ブロスダイニング 監査役
監 査 役	真田雅行	
監 査 役	平地辰二	AIメカテック株式会社 社外監査役 クレイス・アドバイザー合同会社 代表社員 養和監査法人 代表社員

- (注) 1. 取締役橋本眞史氏および取締役等健次氏は、社外取締役であります。  
2. 常勤監査役吉川滋氏、監査役真田雅行氏および監査役平地辰二氏は、社外監査役であります。

3. 当社は、取締役橋本眞史氏および取締役等健次氏ならびに常勤監査役吉川滋氏、監査役真田雅行氏および監査役平地辰二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役平地辰二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。(2023年12月31日時点)

氏名	職名
鈴木 一 生	執行役員営業本部副本部長兼統括総料理長

## (2) 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
木 村 雄 治	2023年5月19日	辞任	ポラリス・キャピタル・グループ株式会社 代表取締役 ポラリス・アドバイザーズ株式会社 代表取締役

## (3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	55,497千円 (4,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	13,200千円 (13,200千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (5名)	68,697千円 (17,400千円)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は30,454千円であります。
2. 取締役の支給人員には、無報酬の取締役1名(うち社外取締役0名)を除いております。
3. 取締役の報酬限度額は、2017年6月29日付臨時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2017年6月29日付臨時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
5. 取締役および監査役の報酬の構成は基本報酬のみであります。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役および社外監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額はいずれも法令が定める最低責任限度額であります。

#### (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者が取締役または監査役に選任された場合、当該保険の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関する責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

#### (6) 報酬等の内容の決定に関する方針

当社の役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、常勤・非常勤の別を含めた各取締役または監査役の職務、職責に応じて、各々相当と判断される水準としております。

#### (7) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、2023年4月14日付取締役会において、代表取締役社長である荻野洋基に、取締役の個人別の報酬額についての決定権限を委任することを決議しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

#### (8) 社外役員に関する事項

##### ①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役橋本眞史氏は、LoveMeDo株式会社の代表取締役CEOを兼任しておりますが、兼任先と当社との間に人的関係、資金的関係または取引関係、その他の利害関係はありません。



- ・ 社外監査役吉川滋氏は、株式会社タイムレスの監査役、株式会社MARRY MARBLEの監査役、株式会社花乃店千樹園の監査役および株式会社ブロスダイニングの監査役を兼任しておりますが、各兼任先は当社の出資比率100%の連結子会社であります。
- ・ 社外監査役平地辰二氏は、クレイス・アドバイザー合同会社の代表社員およびAIメカテック株式会社の監査役ならびに養和監査法人の代表社員を兼任しておりますが、各兼任先と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係、その他の利害関係はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況

取締役橋本眞史氏は、当事業年度に開催された取締役会20回のうち18回に出席し、保険業界における長年の経験および企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。

取締役等健次氏は、2023年3月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、金融機関での要職を歴任してきたことによる豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。

監査役吉川滋氏は、当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席し、保険業界における長年の経験および企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。

監査役真田雅行氏は、当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席し、金融機関における長年の経験および企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。

監査役平地辰二氏は、当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地に基づき、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。

また、監査役吉川滋氏および監査役平地辰二氏は、当事業年度に開催された監査役会16回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

監査役真田雅行氏は、当事業年度に開催された監査役会16回のうち15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	58,170千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58,170千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、その妥当性を検討した結果、当事業年度の会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対しコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、経営理念、行動指針、企業行動憲章、コンプライアンス行動規準およびコンプライアンスに関する社内規程に基づき、自ら率先して法令・定款を遵守いたします。

取締役会は、取締役から定期的に業務執行状況の報告を受けることにより、職務執行の監督を行っております。監査役は、取締役会への出席や業務執行状況の確認を行うことなどを通じて、取締役の職務執行の監視を行っております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の取扱いについては、社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る文書その他重要な情報の保存および管理を行っております。これにより取締役および監査役が、常時これらの文書などを閲覧できる体制を整えております。

また、これらの事務の運用状況の検証、見直しを必要に応じて実施いたします。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

適切なリスク管理を行うため、リスク管理に関する社内規程を整備し、当社全体のリスクを総合的に管理し、重要なリスクについて対応方針を協議、決定する機関としてリスク管理委員会を設置しております。

また、内部監査担当部門は、定期的に内部監査を実施し、その結果を取締役会および代表取締役社長に報告いたします。

リスクが顕在化し、重大な影響を及ぼすと予想される場合、代表取締役社長を対策本部長とする対策本部を設置し、対応責任者として担当役員を定め、迅速かつ適切な情報伝達と対応を実施することで、損害を最小限に抑えるとともに、再発防止策を講じます。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則として月1回開催する他、経営方針や人事・財務戦略について慎重かつ十分な審議を行うため、取締役、執行役員および監査役などにより構成される経営会議を定期的で開催しております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保し、かつ企業としての社会的責任を果たすため、社内教育を通して企業倫理の遵守と誠実な企業運営の浸透を図っております。

また、使用人のコンプライアンスに関する意識の向上に向けた活動、法令違反行為などの発生防止を目的とした社内体制の整備やその他コンプライアンス活動全般を企画、実施、運営することを目的にコンプライアンス委員会を設置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、内部監査担当部門による内部監査において、コンプライアンス上の重要な問題が発見された場合には、その内容を取締役会および代表取締役社長に報告しております。

加えて、使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに担当部門もしくは内部通報窓口へ報告する体制とし、重大性に応じて再発防止策を決定し、周知徹底いたします。仮に使用人の法令違反行為などが発覚した場合には、社内規程に従い、厳正な処分を行います。

⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の経営理念、行動指針、企業行動憲章およびコンプライアンス行動規準を、当社グループ全体に共通した行動規範と位置づけ、子会社に対して、当社への事前承認または報告を求める事項などについて関係会社管理規程に定め、その遵守を求めるとともに、当社内の子会社を管理する部門による支援体制を敷くことで、当社グループ全体の業務の適正および効率性を確保いたします。

また、当社の取締役、監査役または使用人を子会社の取締役または監査役として配置し、子会社の取締役の業務執行の監視・監督または監査、およびリスク管理体制の整備・運用に関する助言・指導を行います。当社内部監査担当部門は子会社への内部監査を定期的実施し、その結果を取締役会、代表取締役社長および子会社管理担当部門に報告し、子会社管理担当部門は必要に応じて内部統制に係る改善策の指導、実施の支援・助言を行います。

加えて、子会社においても、その取締役および使用人が内部通報窓口へ報告できる体制を築いております。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社は必要に応じて監査役の職務の補助をなす使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容については、監査役会の意見を十分考慮して検討いたします。

当該使用人は、その職務の遂行に関して取締役の指揮命令は受けないものいたします。

- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動、評価など人事については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとしております。

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令のもとに業務を遂行し、その業務に専念するものいたします。

- ⑨ 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項が発生するおそれがある、あるいは発生した場合、また、取締役による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役がその職務遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項について、すみやかに報告、情報提供を行います。

内部監査担当部門は、内部監査結果について随時監査役に報告いたします。

当社の内部通報制度の担当部門は、当社グループの取締役および使用人からの内部通報の状況について、随時監査役に対して報告いたします。

また、コンプライアンス規程において、当該通報をしたことを理由とした不利益取扱いの禁止を明記し、当社グループの取締役および使用人に周知徹底しております。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めるとともに、監査役が取締役会をはじめとする重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、必要に応じて取締役および使用人の説明を求めるなどの職務を円滑に行える体制を整えております。また、代表取締役社長および監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催することとしております。

社外監査役として企業経営に精通した有識者や法律・会計の有資格者を招聘し、取締役などの業務を執行する者からの独立性を保持いたします。

監査役が、その職務の執行について生ずる費用などを当社に対し請求したときは、当該請求にかかる費用などが当該監査役の職務の執行に必要なでない認められる場合を除き、当該費用を負担いたします。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における当該体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスおよびリスク管理に関する取り組みの状況

当事業年度においては、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を4回開催し、コンプライアンスに関する重要事項などに関し、担当部署から報告を受けました。

また、全役職員へコンプライアンスに関するテキストを配布し、理解度を図るテストを実施するとともに、入社時研修および階層別研修にてコンプライアンスに関する教育を実施するなどして、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

当社は、当社グループにおいて、コンプライアンス規程に基づき、内部通報窓口を設置しており、担当部門によって適切に運用を行っております。なお、社内相談窓口だけでなく社外相談窓口（法律事務所）を設置しており、コンプライアンス体制の更なる強化を図っております。

リスク管理につきましては、代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を4回開催し、リスク管理に関する重要事項などに関し、担当部署から報告を受けました。

なお、内部監査につきましては、当期内部監査計画に基づき実施するとともに、内部監査結果について取締役会にて報告を受けました。



② 職務執行の適正および効率性の確保に関する取り組みの状況

当事業年度において、取締役会は20回開催され、業務執行状況などの監督を行うとともに、各議案の審議にあたっては、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

③ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組みの状況

当社子会社につきましては、当社の管理本部が各子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、関係会社管理規程に従い、各子会社から当社に対し、適宜、事前の承認申請または報告を行っております。

また、内部監査部門は、各子会社に対する内部監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを実施しております。

④ 監査役監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

当事業年度において、各監査役は監査に関する重要な事項について、適宜報告・協議・決定を行っております。

また、常勤監査役はコンプライアンス委員会、リスク管理委員会などの重要会議に出席するなどして、監査の実効性の向上を図っております。

(注)この事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

以上

# 連結財政状態計算書

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 )		( 負 債 )	
流 動 資 産	2,524,162	流 動 負 債	8,177,438
現金及び現金同等物	1,719,405	営業債務及びその他の負債	1,427,247
営業債権及びその他の債権	402,477	契約負債	1,212,356
棚卸資産	241,505	借入金	3,399,769
その他の金融資産	20,033	その他の金融負債	982,907
その他の流動資産	140,739	未払法人所得税等	349,179
非 流 動 資 産	29,777,239	引当金	60,448
有形固定資産	15,820,651	その他の流動負債	745,531
のれん	11,203,452	非 流 動 負 債	15,945,998
無形資産	71,268	借入金	9,688,801
持分法で会計処理されている投資	23,718	その他の金融負債	4,937,598
その他の金融資産	999,161	引当金	1,271,155
繰延税金資産	1,630,672	その他の非流動負債	48,443
その他の非流動資産	28,313	負 債 合 計	24,123,437
資 産 合 計	32,301,401	( 資 本 )	
		親会社の所有者に帰属する持分	8,177,964
		資本金	100,000
		資本剰余金	6,150,000
		利益剰余金	1,865,936
		その他の資本の構成要素	62,027
		資 本 合 計	8,177,964
		負 債 及 び 資 本 合 計	32,301,401

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 収 益	18,265,376
売 上 原 価	△8,080,801
売 上 総 利 益	10,184,574
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△8,621,052
そ の 他 の 収 益	26,034
そ の 他 の 費 用	△49,996
営 業 利 益	1,539,559
金 融 収 益	22,481
金 融 費 用	△332,324
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1,168
税 引 前 利 益	1,230,884
法 人 所 得 税 費 用	△288,611
当 期 利 益	942,272
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	942,272
当 期 利 益	942,272

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結持分変動計算書

( 2023年 1月 1日から  
2023年12月31日まで )

(単位：千円)

	親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分					資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	その他の資本 の 構 成 要 素	親会社の所有 者に帰属する 持 分 合 計	
2023年1月1日時点の 残 高	100,000	6,150,000	923,664	60,607	7,234,271	7,234,271
当 期 利 益	-	-	942,272	-	942,272	942,272
そ の 他 の 包 括 利 益	-	-	-	△15,487	△15,487	△15,487
当 期 包 括 利 益 合 計	-	-	942,272	△15,487	926,785	926,785
株 式 報 酬	-	-	-	16,907	16,907	16,907
所有者との取引額合計	-	-	-	16,907	16,907	16,907
2023年12月31日時点の 残 高	100,000	6,150,000	1,865,936	62,027	8,177,964	8,177,964

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,438,830</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,591,209</b>
現金及び預金	816,652	買掛金	499,419
売掛金	199,540	短期借入金	1,558,335
商 品	71,200	1年内返済予定の 長期借入金	1,873,464
原材料及び貯蔵品	81,081	未払金	771,786
前払費用	111,048	未払法人税等	285,613
その他	159,307	未払消費税等	191,214
<b>固定資産</b>	<b>17,778,109</b>	契約負債	1,176,566
<b>有形固定資産</b>	<b>9,929,259</b>	賞与引当金	24,769
建物	7,273,016	株主優待引当金	60,448
構築物	706,302	その他	149,593
車両運搬具	33,485	<b>固定負債</b>	<b>11,054,919</b>
レンタル衣裳	322,402	長期借入金	9,667,970
工具、器具及び備品	342,571	繰延税金負債	150,471
土地	1,133,218	資産除去債務	1,236,478
建設仮勘定	118,261		
<b>無形固定資産</b>	<b>6,459,891</b>	<b>負債合計</b>	<b>17,646,128</b>
のれん	6,401,973	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	36,748	<b>株主資本</b>	<b>1,563,466</b>
その他	21,169	資本金	100,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,388,958</b>	資本剰余金	6,150,000
関係会社株式	350,452	その他資本剰余金	6,150,000
長期貸付金	86,370	利益剰余金	△4,686,533
長期前払費用	85,405	その他利益剰余金	△4,686,533
差入保証金	866,728	繰越利益剰余金	△4,686,533
		新株予約権	7,344
<b>資産合計</b>	<b>19,216,939</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,570,811</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>19,216,939</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2023年 1月 1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,977,631
売上原価	7,244,711
売上総利益	8,732,920
販売費及び一般管理費	8,437,656
営業利益	295,263
営業外収益	
受取利息	5,504
受取配当金	200,400
その他	56,805
合計	262,709
営業外費用	
支払利息	166,229
支払手数料	148,696
その他	47,167
合計	362,093
経常利益	195,879
特別利益	
固定資産売却益	10
特別損失	
固定資産除却損	17,335
減損損失	26,654
合計	43,989
税引前当期純利益	151,899
法人税、住民税及び事業税	326,525
法人税等調整額	△42,787
当期純損失 (△)	△131,838

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から)  
(2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金				株主資本 合 計
		その他資本剰余金	その他利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	100,000	6,150,000	△4,554,694		1,695,305	7,344	1,702,650
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失			△131,838		△131,838		△131,838
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△131,838		△131,838	－	△131,838
当 期 末 残 高	100,000	6,150,000	△4,686,533		1,563,466	7,344	1,570,811

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

株式会社ノバレーゼ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢 嶋 泰 久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清 水 俊 直

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノバレーゼの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ノバレーゼ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

株式会社ノバレーゼ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢 嶋 泰 久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清 水 俊 直

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノバレーゼの2023年1月1日から2023年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第8期事業年度の取締役における職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、社内担当部門からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月26日

株式会社ノバレーゼ 監査役会  
常勤監査役 吉川 滋  
監査役 真田 雅行  
監査役 平地 辰二

(注1) 常勤監査役 吉川滋、監査役 真田雅行及び平地辰二は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上



写真はイメージです

## 保有株式数ごとに 魅力的な優待を ご用意しております

毎年12月末日時点(基準日)の株主名簿に記載または記録された株主様のうち、当社株式100株(1単元)以上を保有する株主様を対象といたします。

2023年12月末日より、継続保有期間3年以上の株主様とは、毎年6月末を基準日および12月末を基準日とする株主名簿に、同一株主番号で7回以上連続して、100株以上の保有株式数が記載された株主様といたします。

特選ギフトの発送は令和6年3月29日を予定しています。詳しい優待内容は当社IRサイト「株主還元」をご覧ください。

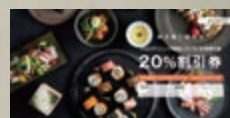
ノバレーゼ 株主還元

検索

### 特選 食品ギフト



### プロスダイニング お食事代金 20%割引券



### 当社グループ取扱商品 株主様限定Web型 カタログギフト



保有株式数	継続保有期間3年未満の株主様		継続保有期間3年以上の株主様	
	特選ギフト (食品/2,000円相当)	プロスダイニング優待券 (お食事代金20%割引) 2枚	特選ギフト (食品/2,000円相当)	プロスダイニング優待券 (お食事代金20%割引) 4枚
100株以上 500株未満	Web 型カタログギフト (3,500円相当)	プロスダイニング優待券 (お食事代金20%割引) 2枚	Web 型カタログギフト (3,500円相当)	プロスダイニング優待券 (お食事代金20%割引) 4枚
500株以上 1,000株未満	Web 型カタログギフト (5,000円相当)	プロスダイニング優待券 (お食事代金20%割引) 2枚	Web 型カタログギフト (5,000円相当)	プロスダイニング優待券 (お食事代金20%割引) 4枚
1,000株以上 5,000株未満	Web 型カタログギフト (10,000円相当)	プロスダイニング優待券 (お食事代金20%割引) 2枚	Web 型カタログギフト (10,000円相当)	プロスダイニング優待券 (お食事代金20%割引) 4枚
5,000株以上 10,000株未満	Web 型カタログギフト (20,000円相当)	プロスダイニング優待券 (お食事代金20%割引) 2枚	Web 型カタログギフト (20,000円相当)	プロスダイニング優待券 (お食事代金20%割引) 4枚



# 第8期定時株主総会会場のご案内



## 横浜モノリス

〒231-0062 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-7  
 ヒューリックみなとみらい17F  
 平日 11:00-19:00 土・日・祝日 10:00-20:00  
 祝日を除く第2・第4火曜日と毎週水曜日定休

TEL.045-222-6656

JR根岸線・市営地下鉄「桜木町駅」より徒歩1分  
 みなとみらい線「みなとみらい駅」より徒歩7分  
 ヒューリックみなとみらいの屋外エスカレーター2Fに上がり  
 外廊下直進後 左手 オフィスエントランスよりお入りください



1 コチラ  
 桜木町駅を出てすぐ、ヒューリック  
 みなとみらい「コレットマーレ」の  
 外階段を2Fへ上がります



2 直進  
 2Fの外通路を直進(約100m)。  
 ホテルニューオータニインを通り  
 過ぎます



3 左折  
 オフィスエントランスの自動ドアを  
 入りエレベータで17Fへ

- 株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意および総会終了後の懇親会の開催はございません。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。